

戦前の竹島・鬱陵島間海域におけるサバ延縄漁業試験について

はじめに

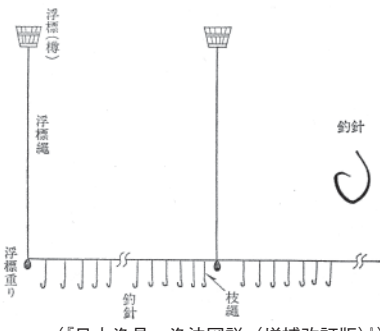
- 1 鳥取県のサバ延縄漁業試験
- 2 竹島の利用価値
- 3 島根県のサバ延縄漁業試験
- 4 戦後の竹島周辺漁場の評価
- 5 朝鮮総督府のサバ延縄漁業試験
- 6 慶尚北道とサバ延縄漁業

おわりに

はじめに

延縄漁業とは、「幹縄に多数の枝縄を付け、この先端に釣針を結着した漁具を横に長く延べて行う釣漁業」である(図A)¹。サバ延縄漁業は、「古来島根県方面より新潟県方面に行われ、漸次北方北海道地方に又朝鮮地方に伝わった」。その結果、日本海に面する日本の各府県と朝鮮半島各道が同漁業の中心となった²。本稿は、1930年代に島根・鳥取両県および朝鮮総督府が行った、竹島・鬱陵島間海域でのサバ延縄漁業試験を検討するものである³。

図A サバ延縄漁業漁具見取図



(『日本漁具・漁法図説(増補改訂版)』)



藤井 賢二
(島根県竹島問題研究顧問)

1 鳥取県のサバ延縄漁業試験

鳥取県水産試験場試験船鳥取丸による竹島・鬱陵島間海域でのサバ延縄漁業試験は、1932～1934年の3年間に毎年実施された。1932年の報告書には、「近年著しく漁船が増加せる関係(で—藤井補註—)本県沖合の鯖漁場は既に狹隘を告げ、加うるに海況による本年の如き鯖の大不漁期には各延縄を主とせる漁村は経済的苦境に陥り、益々その生活状態は深刻を呈する」という漁村の窮状の打開が、新漁場開発の目的であると記されている⁴。当時、日本の漁村は昭和恐慌による打撃を受け、政府が奨励した漁船の動力化による沖合漁業の発展は沿岸漁業の衰退をもたらしていた⁵。1932年6月17日に開催された鳥取県水産業者大会で採択された宣言は、「現下の経済界の不況に加えて打続不漁と魚価の低落とは漁村経済に激甚の打撃を与え」と救済を訴えている(1932年6月19日付『因伯時報』(鳥取))。

1932年は6月3日から7月1日にかけて4回の出漁が行われた。第1・2回出漁での竹島・鬱陵島間海域での操業成績は一日平均漁獲尾数995.2尾であり、隠岐東北方と鳥取県沖合の漁場で操業した第3・4回出漁でのその269.5尾に比べて好成績であった。「時期を失したる感あるも六月、七月中漁期継続すれば本県より同(鬱陵島のこと—藤井補註—)方面への出漁は最も好適と認む」と総括された。

この結果、1933年は竹島・鬱陵島間海域での調査が主目的となり、前年よりも1カ月早い5月9日から6月26日にかけて3回の出漁が行われた⁶。竹島・鬱陵島間海域(図Bの㊸～㊹)での一日平均漁獲尾数は1,862尾で、隠岐東北方から鳥取県沖合にかけての漁場(図Bの㊶～㊷、㊺～㊻)のその250.2尾に比べてはるかに好成績であった。「本県より出漁するには遠海に過ぐるも此は最近遠洋漁業の発達したる今日なれば問題と

各船五十間乃至百間の間隔を保って同方向に延縄を行い母船は操業せず、各漁艇の間を巡行して漁艇の操業を援け及び漁獲物を母船に取入れ、直ちに魚艙に氷蔵収納する。斯くして操業二日～三日にして母船満船すれば、漁艇は母船に搭載して根拠地に帰る」漁業であった(片山『前掲書』(註2)、250～251頁)。漁艇を、鳥取県水産試験場編『昭和七年度 昭和八年度 鳥取県水産試験場事業報告』(1934年)では「カンコ船」(71頁)、島根県水産試験場編『昭和十年度事業報告』(1936年)では「伝馬船」と表記している(32頁)。

4 鳥取県水産試験場編『前掲書』(註3)、7頁。

5 岡本信男『近代漁業発達史』(1965年)254～257頁。同書によれば、沿岸漁業の魚価指数は1929年の100から1934年の56に急落した。

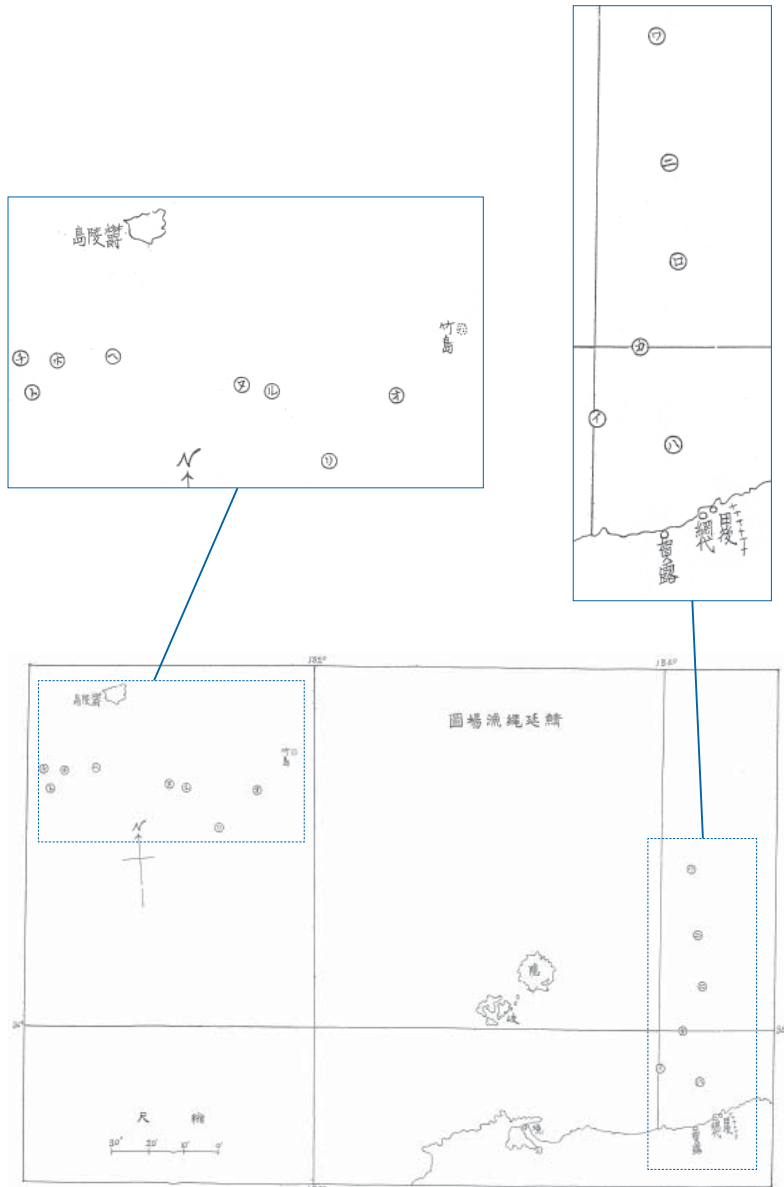
6 鳥取県水産試験場編『前掲書』(註3)、71頁。

1 金田楨之『日本漁具・漁法図説(増補改訂版)』(1986年)527頁。

2 片山年『鯖漁業』(1940年)226頁。片山は1934年から1940年まで島根県水産試験場長を務めた。

3 竹島・鬱陵島間海域は根拠地から遠いため、試験は母船式サバ延縄漁業であった。これは、「三十噸乃至五十噸程度の汽船に漁艇三～五隻を搭載し漁場に至れば、各漁艇に三名乗組み

図B 鳥取県水産試験場のサバ延縄漁業試験の漁場図



(「昭和七年度 昭和八年度 鳥取県水産試験場事業報告」)

なし得ず」、「漁場が頗る広汎に亘り而も鯖群が濃厚なる点は近海に見ざる」長所があり「遠洋の鯖漁場としては最も適したる」、と竹島・鬱陵島間海域の漁場は高く評価された⁷。

1934年の試験操業では「鯖群被害に対策に留意し積極的に県外に好漁場を探求し当業者船を誘導し以て被害を避けしむる」ことが目的に加わった⁸。5月22日から7月6日にかけて行われた4回の出漁はほぼすべて竹島・鬱陵島間海域を対象とした。1934年6月26日付『因伯時報』には、「鯖群が如何なる魚道をたどり何の方向へ回遊するか本県ではまだ未調査の為、鳥取県水産試験船鳥取丸は(略—藤井—)鬱陵島及び竹島(リャンコ島)を中心に調査を実施することになった。」とある(「鯖の漁場調査 鳥取丸出漁」)。

1934年の試験操業の一日平均漁獲尾数は1,870尾で竹島・鬱陵島間海域が好漁場であることが再確認された。「本試験は本県漁業の生命線擁護の重大なる使命を有するを以て特に最善の努力を傾倒せり」⁹と、鳥取県水産試験場はサバ延縄漁業試験を重視した。同年の報告は、「当業者船の合理的且つ組織的の出漁の指導に努め漁業の進展を期せざるべからず」と結ばれている¹⁰。

ただし、1934年の報告には竹島・鬱陵島間海域での操業に関する懸念材料も記されている。それは鬱陵島の利用をめぐる問題である。「鬱陵島近海を漁場とせる場合本県出漁船は一度道洞(鬱陵島の中心地—藤井補註—)に入港し好天を待機し出漁するを安全なりとす。然るに同島漁業組合は朝鮮漁業法の立法精神より同島入港の漁場は法の適用を受くるに非ざれば不法出漁なりとの主張を有せり。本場としては同港に於て漁業用物資の積込漁獲物の陸上販売をなさざる限り仮碇泊及避難の目的で入港したる漁船に対し法の適用をなすは非法なりとの見解を有せり。」とある¹¹。鬱陵島の漁業者は鳥取丸が鬱陵島を利用することは朝鮮漁業令で認められていないとして、根拠地から漁場までが遠い鳥取丸が鬱陵

7 同書(註3)、72～73頁。

8 鳥取県水産試験場編『昭和九年度 鳥取県水産試験場事業報告』(1935年)1頁。

9 同書(註8)、4頁。

10 同書(註8)、7頁。

11 同書(註8)、6～7頁。

島を仮泊・避難の目的で利用することに反対したのである。

1929年に朝鮮総督府が公布した朝鮮漁業令を内地の漁業者に適用できるかについては議論があったが、「朝鮮漁業令が朝鮮沿海に於ける総ての帝国臣民及帝国法人に対し(略—藤井—)適用せらるべきことは疑を容れざる處である」というのが、朝鮮総督府の見解であった¹²。しかし、鳥取丸は鬱陵島を根拠地として操業するわけではないので朝鮮漁業令の規制を受けないと鳥取県水産試験場は解釈した。

鳥取県のサバ延縄漁業試験は、翌1935年には竹島・鬱陵島間海域ではなく対馬及び隠岐近海で行われ、1936年からは対馬近海で行われることになった¹³が、この方針転換の背景には、「漁業根拠地の関係より、当業者の出漁容易ならざる点」があった¹⁴。

2 竹島の利用価値

1932年の試験操業の第2回出漁では鳥取丸は6月11日夜に竹島に仮泊した。同年の報告では、「途中の避難所として竹島は三〇噸級の漁船は充分その目的を果し得べく決して懸念する必要なし」と、漁船が時化にあった時に竹島を利用することに言及されている¹⁵。

1933年の試験操業の第1回出漁では鳥取丸は「竹島に於て天候の関係日和待」をした。5月27日竹島に仮泊して漁労を行い、「鯖延縄にて瀬物釣をなす一鉢に約一箱の漁獲あり」と記録されている¹⁶。1934年の試験操業の第3回出漁でも、7月4日の午後に竹島で「瀬延縄試験を実施し瀬魚四箱を漁獲」した¹⁷。この「瀬物」「瀬魚」とはメバルのことであろう。戦後、萩の越ヶ浜漁港から出漁した延縄漁業者の安倍誠士氏(1941年生)は1974年9月7日に竹島(西島の北側の瀬のある所)で試験操

12 加藤眞孝『朝鮮漁業制度要論』(1932年)33頁。延縄漁業は朝鮮漁業令および朝鮮漁業令施行規則での「免許」「許可」「届出」という三つの漁業区分のうち、「届出漁業」に位置づけられた(慶尚北道・慶尚北道漁業組合聯合会編『昭和十八年度 慶尚北道水産統計』(刊行年不明)6頁)。

13 鳥取県水産試験場編『昭和十一 十二年度 鳥取県水産試験場事業報告』(刊行年不明)1頁。老朽化した鳥取丸(29.98^ト)を1936年に廃船にしたため、代船の第2鳥取丸(5^ト)では竹島・鬱陵島海域への出漁は困難になったことも、竹島・鬱陵島間海域に出漁しなくなった背景にあると推定される。

14 鳥取県水産試験場編『昭和拾年度 鳥取県水産試験場事業報告』(刊行年不明)1頁。

15 鳥取県水産試験場編『前掲書』(註3)、8頁。

16 同書(註3)、72・75頁。

17 鳥取県水産試験場編『前掲書』(註8)、4頁。

業した。その時に狙ったのもメバルであった¹⁸。

1933年の報告には、「註」として「無人島竹島(ランコ島)は隠岐国より北西約八十哩の海上にあり周囲約1里にして東風西風の時には少くとも三〇噸以下の船なれば数隻碇泊なすを得べく、更に同地を根拠地として鬱陵島近海へ出漁する最も本県として利用すべき適地なることを実地調査せり。」と特記されている¹⁹。竹島・鬱陵島間海域での操業の最大の問題点であった仮泊・避難港の問題の解決手段として、竹島の調査が行われたのである。

1933年6月5日付『因伯時報』では竹島の利用価値が次のようにまとめられている(「鬱陵島方面から鯖一万尾積んで試験船鳥取丸帰る」)。

日本海上隠岐から北西八五哩の地点に竹島という無人島があり、海図では粟粒程に記されているが、周囲約三哩半位あって、丈余のワカメが鬱蒼と繁茂して居り、あわび、さざえ、磯魚が驚く程多く棲息して、鯖縄一鉢延べると磯魚が大トロ箱に一箱程も捕れる。竹島を漁業上から見ると三〇噸以下の発動機船であれば東風西風の時化には充分避難が出来、鯖延縄は同島を根拠として鬱陵島近海又は同島附近に出漁が出来、時化中は磯魚を漁獲するといった実に日本海出漁の足場としては適地である。こうした点から見て無人島ではあるが、県下の漁業者は此の島を理解し漁業上に利用して大いに価値があると考える。

この記事では竹島の利用価値は、①竹島の根付の漁業、②竹島・鬱陵島間海域に出漁するサバ延縄漁船の避難地・根拠地、③竹島近海での漁獲、が挙げられている。

明治末に竹島が発見された当時、「此島には海馬非常に棲息し、近海には鮑・海鼠・石花菜等に富み」といった評価以外に、フカ延縄漁の「将来頗る有望の漁場」および「沿岸の屈曲極めて多く、漁船を泊し風浪を避くるに宜し」という二つの肯定的な評価が竹島に対して与えられた(葛生修亮『韓海通漁指針』(1903年)123頁)。

竹島に関する漁猟について従来知られてきたのは、アシカ猟やワカメやアワビといった根付の海産物を対象としたものであった。それだけで

18 2015年7月11日および2016年1月30日に萩市にて聞き取り。安倍氏によれば、メバルの延縄漁は水深100～200^尺の場所で行うとのことである。

19 鳥取県水産試験場編『前掲書』(註3)、73頁。